

資料編

1 計画の検討体制

(1) 札幌市自殺総合対策推進会議

精神保健福祉センターが作成した計画素案を基に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」等において、庁内関係部局と審議・調整を重ねました。

(2) 札幌市精神保健福祉審議会

計画素案について、「札幌市精神保健福祉審議会」に報告いたしました。

(3) 札幌市自殺総合対策連絡会議

自殺対策に実践的に取り組んでいる団体のほか、労働及び福祉分野の機関を加えた 29 機関等にて構成される「札幌市自殺総合対策連絡会議」を書面開催し、計画素案についての意見交換を行いました。

(4) 第 4 次札幌市自殺総合対策行動計画の策定に向けたヒアリング

自殺対策の有識者等の知見を活かした計画を策定するため、「札幌市自殺総合対策連絡会議」参加団体及びその他関係団体から、特に重点的な対応を検討したい 5 つのテーマに関して、意見聴取及び意見交換を行いました。

ヒアリングテーマ	参加団体等
子ども・若者の自殺対策	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	国立大学法人 北海道大学病院
	札幌市教育委員会
	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
女性の自殺対策を更に推進する	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
	厚生労働省北海道労働局（札幌東労働基準監督署）
	特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会
	特定非営利活動法人 ゆいネット北海道
子ども・若者の自殺対策	公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	国立大学法人 北海道大学病院
	札幌市教育委員会
自殺未遂者支援の充実	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	札幌市精神科医会
	市立札幌病院
	北海道警察本部
	札幌市消防局
遺された人への支援を充実する	独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」
関係団体等との連携強化	分かちあいの会・ネモフィラ
	北海道公立大学法人 札幌医科大学
	一般社団法人 札幌市医師会
	社会福祉法人 北海道いのちの電話
	独立行政法人労働者健康安全機構北海道産業保健総合支援センター

2

計画の策定経過

年	月	内 容	
2022年 (令和4年)	12月	・令和4年度第1回札幌市自殺総合対策連絡会議	
2023年 (令和5年)	3月	・令和4年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議 ・精神保健福祉審議会へ報告	
	6月	・札幌市自殺総合対策連絡会議構成機関・団体へ作業シート作成依頼（～7月） ・ヒアリング（遺された人への支援を充実する）	
	8月	・ヒアリング（女性の自殺対策を更に推進する） ・ヒアリング（関係団体等との連携強化）	
	9月	・精神保健福祉審議会へ報告 ・ヒアリング（自殺未遂者支援の充実）	
	10月	・ヒアリング（子ども・若者の自殺対策） ・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策連絡会議（書面）	
	11月	・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議幹事会 ・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議	
	12月	・市議会厚生委員会へ報告 ・パブリックコメント実施（～1月）	
	2024年 (令和6年)	3月	・令和5年度第2回札幌市自殺総合対策連絡会議 ・精神保健福祉審議会へ報告 ・計画策定

3

市民意見の募集（パブリックコメント）

(1) パブリックコメントの概要

▶ ア 意見募集の概要

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指してとりまとめた「札幌市自殺総合対策行動計画 2024（案）」について、市民から意見を広く募集しました。

いただいたご意見を参考に、当初案を一部変更しました。

▶ イ 意見募集期間

令和5年（2023年）12月21日（木曜日）から

令和6年（2024年）1月25日（木曜日）まで（36日間）

▶ ウ 意見提出方法

郵送・持参・FAX・電子メールなど

▶ エ 計画(案)の配布、公表場所

札幌市精神保健福祉センター
札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー
各区役所(総務企画課公聴係、保健福祉課)
各まちづくりセンター
札幌市公式ホームページなど

(2) パブリックコメントの意見に基づく当初案からの変更点

市民の皆様からいただいたご意見をもとに、当初案から1項目修正しました。
ご意見は趣旨が変わらない程度に要約しています。

▶修正内容

修正箇所	本書P.73 第6章2 施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
修正前	4(1) 実際の学校現場で発生する問題等の重層化・複合化に対し、自殺対策に関するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上、地域連携体制の向上などを目指す観点から、学校現場でのこれらの支援者に対し、精神科医や弁護士などの専門家のチームが支援する仕組みを作り、 <u>リスクの高い子どもの自殺者数ゼロ</u> を目指します。
修正後	4(1) 実際の学校現場で発生する問題等の重層化・複合化に対し、自殺対策に関するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上、地域連携体制の向上などを目指す観点から、学校現場でのこれらの支援者に対し、精神科医や弁護士などの専門家のチームが支援する仕組みを作り、 <u>子どもの自殺者数ゼロ</u> を目指します。

▶修正の元になった意見

意見の概要	「リスクの高い子どもの自殺者ゼロを目指します」とあるが、リスクの高低に関わらず、子どもの自殺は、ゼロを目指すべき。(40歳代)
札幌市の考え方	「リスクの高い子ども」という表現は誤解を招く可能性があるため、ご意見を踏まえ記載を修正します。

(3) パブリックコメントの意見の概要と札幌市の考え方

ご意見は趣旨が変わらない程度に要約しています。

▶ア 第6章 施策の展開

意見の概要	みんな自殺をしたいから自殺行為を行うのではなく、自分の場所がないため自殺行為を行いたいと考えると思う。同じ悩みを共有できる友人や、支援者のおかげで立ち直ることができるので、そのような立ち直りの場を作ることを施策として行って欲しい。(50 歳代)
札幌市の考え方	ご意見のとおり、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれることを防ぐためには、自殺を考えている人の思いに寄り添い、話を聞き、見守ってくれる周りの人や専門家、支援者の存在が重要だと考えます。 引き続き、自殺対策に係る人材の確保・要請及び資質の向上を図るとともに、身近な地域において、困りごとのある人に寄り添った支援体制が整うことを目指していきます。

意見の概要	本書 45 ページの重点施策の位置付けについて、自死遺族は、後悔や懺悔心などから、自殺リスクが高いと考えられるので、自死遺族者支援について重点施策に位置付け、施策の充実を目指すべき。(40 歳代)
札幌市の考え方	ご意見のとおり、自殺により遺された人は、亡くなった人を差し置いて自分自身がケアを受けることへの抵抗感を抱いてしまう面などがあることから、自死遺族等に対する支援の充実はとても重要であると考えます。 大切な人を自死で亡くされた人の深い悲しみや苦しみに配慮しながら、遺された人への支援についての取組を推進していきます。

▶イ その他

意見の概要	概要版を読んだが、きれいごとしか書かれておらず、実効性が期待できない。当事者の死にたい気持ちは、それまでの人生における無数の絶望の積み重ねの結果である。(40 歳代)
札幌市の考え方	ご意見のとおり、自殺の背景・原因は、家庭問題、健康問題、経済・生活問題など様々であり、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めていくことが大切と考えます。 医療・保健・福祉・教育・労働・その他様々な分野に携わる方々との連携を深めながら、より実効性の高い取組を推進していくよう努めていきます。

4 令和3年度第1回市民意識調査

(1) 調査概要

広報部が実施している「市民意識調査」を活用し、札幌市の自殺対策に関する認知度や市民の悩み・ストレスを感じる問題とその対応方法等を調査しました。

(2) 調査期間

令和3年（2021年）6月25日（金）～7月9日（金）

(3) 調査対象者

札幌市全域の18歳以上の男女5千人

(4) 抽出方法

住民基本台帳から等間隔無作為抽出

(5) 調査方法

調査票を郵送し、同封する返信用封筒で回収する（郵送法）

(6) 回収結果

2,672件（回収率53.4%）

(7) 調査結果

調査結果は、札幌市のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminnokoe/sakusei/r0303anke.html>

5 自殺対策基本法等

- ▶ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）
- ▶ 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）
- ▶ 第4期北海道自殺対策行動計画（令和5年3月策定）

※上記は、札幌市のホームページに掲載しています。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/index.html>

(設置)

第 1 条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第 3 条 推進会議に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が
- 3 その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。
- 4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 幹事会は、第 2 条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。(会議)

第 7 条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱（平成20年8月26日保健福祉局長決裁）は、廃止する。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	総務局長 市長室長 まちづくり政策局長 財政局長 市民文化局長 保健福祉局長 障がい保健福祉担当局長 医務・健康衛生担当局長 子ども未来局長 経済観光局長 建設局 都市局長 交通事業管理者 病院事業管理者 消防局長 区長 (委員長が指名する者に限る) 教育長
----	---

別表2 (第5条関係)

幹事	総) 改革推進室長 広報部長 職員部長 政) 政策企画部長 財) 財政部長 税政部長 市) 市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 保) 総務部長 地域生活支援担当部長 高齢保健福祉部長 地域包括ケア推進担当部長 障がい保健福祉部長 保険医療部長 ウェルネス推進担当部長 成人保健・歯科保健担当部長 医療政策担当部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 児童相談所長 経) 経営支援・雇用労働担当部長 建) みどりの管理担当部長 都) 住宅担当部長 交) 高速電車部長 病) 市立札幌病院精神科部長 市立札幌病院救命救急センター部長 消) 救急担当部長 区市民部長 (幹事長が指名する者に限る) 区保健福祉部長 (幹事長が指名する者に限る) 教) 学校教育部長 児童生徒担当部長
----	--

(目的)

第1条 自殺対策に取り組む関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、札幌市自殺総合対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び連絡調整等を行う。

- (1) 札幌市自殺総合対策行動計画の推進に関する事。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関等で構成する。

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置く。

- 2 会長は、精神保健福祉センター所長とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者にその職務を代理させる。

(アドバイザー)

第5条 会長は、自殺対策に係る専門的な見地から意見・助言等を求めるため、学識経験者の中からアドバイザーを選任することができる。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議事進行を行う。

(意見の聴取)

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を認めることができる。

(部会)

第8条 連絡会議は、第2条各号に規定する事項のうち、より専門的な見地でかつ集中的な検討を要するものについて、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成機関は、連絡会議における意見を参考に会長が定める。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を統括する。
- 6 部会は、会長が招集し、部会長が議事進行を行う。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月2日から施行する。

▶別表

構成機関区分	機関名
保健・医療・福祉関係機関	一般社団法人 札幌市医師会 札幌市精神科医会 一般社団法人 北海道精神神経科診療所協会 市立札幌病院 公益社団法人 北海道看護協会 一般社団法人 北海道臨床心理士会 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会 一般社団法人 札幌薬剤師会 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 公益財団法人 北海道精神保健推進協会 特定非営利活動法人 さっされん
大学・研究機関	国立大学法人 北海道大学病院 公立大学法人 札幌市立大学
教育関係機関	公益社団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会 札幌市教育委員会
警察・消防機関	北海道警察本部 札幌市消防局
経営・労働関係機関	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北海道支部 厚生労働省北海道労働局
法律関係機関	札幌弁護士会 札幌司法書士会 日本司法支援センター札幌地方事務所
活動団体	社会福祉法人 北海道いのちの電話 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 分かちあいの会・ネモフィラ 社会福祉法人 青十字サマリヤ会 特定非営利活動法人 札幌連合断酒会 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会

あ

ICT

情報通信技術。通信技術を使った情報処理や通信技術の総称で、IT（情報技術）よりもコミュニケーションの重要性を強調した意味をもつ。

アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

あかるい職場応援団

職場のパワーハラスメント（パワハラ）、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のための厚生労働省のウェブサイト。

URL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

EPDS

エジンバラ産後うつ病質問票。産後うつ病のリスク判定に役立つ質問票。10個の質問からなり、調査時1週間の状態を知ることができる。

いじめの防止等に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法に基づき、文部科学省がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定めたもの。

依存症

特定の何かに心を奪われ、やめたくても、やめられない状態になること。

いのち支える自殺対策推進センター

改正自殺対策基本法が定める指定調査研究等法人。

いのちの電話

自殺を考えるほどの深い悩み・苦しみ・辛さを抱え、誰にも相談出来ずに孤独のうちにある人の心の支えとなる事を目的として、24時間365日電話相談等の活動を行う民間団体。相談員はボランティアで、この活動は世界中で行われている。

いのちの電話フリーダイヤルカード

いのちの電話が毎月10日に行っている、フリーダイヤルによる相談を広く周知するために作成されたカード。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。

SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるWEBサービスの総称。情報の発信・共有・拡散などの機能に重きを置いているのが特徴。

SOSの出し方に関する教育

子どもが困難を抱えたとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求める行動を取れるようにする教育。また、友達のそうした感情を受け止めるための教育。

LGBT

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、性の不一致）の頭文字をとり、性的少数者の一部の人々を指した総称のこと。

援助希求

悩みを誰かに話したり、助けを求めたりすること。

オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマーク。オレンジリボンを広めることで、子ども虐待のない社会を目指す。

か

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡調整を行う専門員。

介護福祉士

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門員。また、その資格の名称。

介護予防センター

介護予防の拠点として、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行う。また、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、地域包括支援センターの役割を補完する機関。

カウンセリング（カウンセラー）

相談者の抱える問題や悩みなどに対して、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助。また、相談援助にあたる者をカウンセラーといい、各領域において活動している。例) スクールカウンセラー（教育機関）、産業カウンセラー（企業等）

かかりつけ医

自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる医師及び歯科医師。

過重労働解消相談ダイヤル

厚生労働省が行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として都道府県労働局が実施する電話相談。過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け、法令の説明や関係機関の紹介等を行う。

家庭児童相談室

福祉事務所に設けられ、家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関する事など、専門的技術を必要とする相談に応じる。

過労死等の防止のための対策に関する大綱

過労死等防止対策推進法に基づき、政府が過労死等の防止のため対策を効果的に推進するため定めたもの。

カンファレンス

会議のこと。特に医療現場では、関係スタッフが、情報共有や共通認識、問題解決を図るために開催される会議を指す。

救急患者精神科継続支援料

自殺企図等により入院した精神疾患を有する患者に対し、精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師等が生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定できる診療報酬のこと。

教育センター

教育に関する調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に生涯学習の場を提供することを目的として設置された機関。

CRAFT

薬物・アルコール依存症のある方の家族や友人に介入技法を習得してもらい、治療を拒否している患者を治療につなげるプログラム。

ケース・マネジメント

保健・医療・福祉等の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケアマネジメント。

ケースワーカー

身体上や精神上などの理由により、日常生活を送ることが困難な人の相談や援助の業務に携わる人。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

健康づくりサポーター

ウォーキング、体操、栄養のことなど健康づくりに関する助言・指導を行うことができる方を「健康づくりサポーター」として札幌市が登録し、派遣している。

コーディネーター

物事や課題の解決が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

こころの安心カード

精神科や心療内科などに通院中の方が、病名や主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカード。札幌市の取組。

こころの健康相談統一ダイヤル

各都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業の全国共通電話番号。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される。TEL：0570-064-556

こころの耳

職場のメンタルヘルス対策（自殺予防対策を含む）及び過重労働対策について、事業者、労働者、家族等への的確な情報提供を行う厚生労働省のウェブサイト。

URL：https://kokoro.mhlw.go.jp/

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みや相談を受け、いじめなどの「子どもの権利の侵害」から救済を図る札幌市の機関。

子どもの人権SOSミニレター

法務省人権擁護機関が全国の小中学校の児童向けに配布した便箋兼封筒。切手不要であり、相談したいことを書いてポストに投函すると人権擁護委員や地方法務局に届き、希望する連絡方法（手紙・電話）で返事が得られる。

さ

札幌こころのナビ

若年層の自殺予防やメンタルヘルス向上を目的とし、悩みを抱えた友人等に対する適切な関わり方や相談機関の紹介などを行う、札幌こころのセンターが運営するウェブサイト。

URL：http://www2.city.sapporo.jp/hottokenaikokoro/

さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

原則、中学生までのこころの悩みを抱える子どもや発達障がいと思われる子どもについて、その状態にあった適切な医療機関等を案内する仕組み。

札幌市精神保健福祉審議会

札幌市の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する課題等について審議を実施する、市の附属機関。

産業医

企業において、従業員が健康かつ快適に働けるよう指導・助言を行う医師。

産業保健センター

従業員50人未満の小規模事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導等のサービスを行う地域の窓口。

事業場

事業が行われている場所。労働基準法では、企業全体ではなく、支社や営業所、店舗、工場のように組織上、一定程度独立して業務が行われている単位としている。

自己肯定感

自己価値に関する感覚であり、自分が自分についてどう考え、どう感じているかによって決まる感覚。

自殺関連事象

自殺につながるようなほめかしや行動。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

自殺予防週間・自殺対策強化月間

広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資することを目的に、自殺対策基本法において定められた期間。自殺予防週間は9月10日から16日、自殺対策強化月間は3月。

自死遺族

自殺により親族を亡くした遺族。

自助グループ

同じ問題や悩みを抱える者が自発的なつながりで結びついた集団。体験を分かち合うことで、互いに援助し、回復を目指す。

児童相談所

都道府県および政令指定都市に設けられた、18歳未満の児童福祉の相談に応じる専門機関。

児童相談所虐待対応ダイヤル

最寄りの児童相談所につながる全国共通の短縮ダイヤル。児童の虐待通告や相談などを行うことができる。Tel：189

児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所した者に対する相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

社会福祉士

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、その相談に応じ助言・指導したり、医師その他の保健医療サービス提供者との連絡・調整に当たる専門員。また、その資格の名称。

主要先進7か国

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7つの先進国。

障がい者相談支援事業所

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助等を総合的に行う事業所。

障害福祉サービス居宅介護事業所

障がい者の方が地域で自立した生活を送れるように支援するサービスのうち、身体介助や家事援助等の障がいのある方の自宅で、入浴・排泄・食事等の介護を行う事業所。

商工会

地域内経済振興、社会一般の福祉の増進を目的として活動を行う、特別認可法人。

商工会議所

商工業の改善と発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の公益経済団体。

消費者センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理を行う機関。

人権擁護委員

人権に関する相談や、いじめや差別で人権が侵された場合の調査・救済などの活動にあたる委員。市長が推薦し法務大臣から委嘱される。

スーパーバイザー

指導・監督を行う者。

スクールカウンセラー

児童生徒の不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される公認心理師や臨床心理士などの心の専門家。

スクールセーフティアドバイザー

警察との連携をより円滑に行うことを主な目的とした、警察官の勤務経験を有した人材。

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援する専門家。

スクールロイヤー

学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士。

スクリーニング

迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことにより、集団の中から特定の病気が疑われる人を選び出すこと。

ストレスチェック制度

働く人たちに対して、心理的な負担の程度を確かめる検査とその結果に応じた面接指導などの対応を行う制度。従業員50人以上の事業場に義務付け。

生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的つながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を行う事業。

生活保護

経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度。

精神科リエゾンチーム

一般病棟に入院する患者の精神状態を把握し、精神科専門医療が必要な者を早期発見・早期治療するための精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等多職種で構成するチームのこと。

性暴力被害者支援センター北海道SACRACH

性暴力の被害に遭った女性の支援を行う機関。

政令指定都市

政令で指定する人口50万以上の市。指定された市は、都道府県の権限の多くを委譲される。

世界保健機関 (WHO)

国連の中にあり、グローバルな保健問題について、健康に関する研究課題の作成や規範・基準を設定したり、健康志向を監視・評価等を行う機関。

セラピスト

身につけた知識と技術をつかって心身を癒す、治療技術の専門家のこと。

た

大学保健管理センター

学生や教職員が健康で充実した生活を送れるよう、心身の健康相談、健康診断、保健指導等をはじめとした様々な相談支援を行う、学内の窓口機関。

地域自殺実態プロファイル

いのち支える自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域の自殺の実態に関する詳細な分析データ。

地域別自殺対策の政策パッケージ

いのち支える自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域自殺の実態プロファイルや、具体的な政策例などを示した基本的な政策方針。

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている機関。就業相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などの支援を行っている。

地区福祉のまち推進センター

市民による自主的な福祉活動を行う組織。概ね連合町内会単位、市内99地区で組織化されている。

中小企業支援センター

財団各部、国、北海道、札幌市、各支援機関と連携を図りながら、札幌市内の経営向上を目指す創業者・中小企業者等を支援する組織。

統合失調症

思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態。

な

24時間子供SOSダイヤル

文部科学省が設置した、子供や保護者等からの相談を24時間、全国どこからでも受け付けている相談ダイヤル。TEL：0120-0-78310

認知行動療法

認知（ものの受け取り方や考え方）に働きかけて気持ちを楽にする精神療法（心理療法）の一種。

認知症

脳の細胞が様々な原因で減少したり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や判断力の障がいなどが起こった状態。

は

パーソナリティ障害

大多数の人とは違う反応や行動をすることで本人が苦しんでいた、周りが困っているケースに診断される精神疾患。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者やパートナー、交際相手からの暴力のことを相談できる機関。その他、関係機関への専門の相談員による付き添いや保護施設・保護命令制度の紹介等を行っている。

8050問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害、吃音（症）などに分類される生まれつきの特性。

ハラスメント

職務上の地位などの関係の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える等の行為。例えば、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民が安定した雇用の機会を確保することを目的として国が設置する機関。

ひきこもり地域支援センター

市民を対象としたひきこもり専門の相談窓口で、本人やその家族等からの相談に応じ、助言を行い、必要に応じて訪問型の支援にも対応したり、適切な関係機関へつなぐ役割も行う。

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）と寡婦を対象に、生活一般、養育費等にかかる相談、教養講座の開催、交流場所の提供を行っている機関。

フィルタリング

インターネット利用者が意図しないネットの危険にさらされるのを防ぐこと。

ブラックバイト

学生であることを尊重せず無理を強いる、あるいは違法性のあるアルバイトのこと。

ポータルサイト

インターネットを利用する際の入り口となるウェブ 사이트。

ホットライン

緊急非常用の直通電話。

ま

民生委員・児童委員

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民間の奉仕者。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。

や

養護教諭

在学生の怪我や疾病等に対する応急措置を行ったり、健康診断等を通して在学生の心身の健康をつかさどる学校職員。

ら

ライフステージ

人生の節目ごとに段階分けしたもの。

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、無料又は低額な料金で各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの機会を提供する機関。

労働者の心の健康の保持増進のための指針

事業場において事業者が講ずる労働者のメンタルヘルスケアの原則的な実施方法について、国が定めた指針。

労働条件相談ホットライン

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が法令・裁判例等の説明や各関係機関の紹介等を行う電話相談。
TEL：0120-811-610

わ

若者支援総合センター

ひきこもり等の対人関係や、進路・仕事のことなどに悩みを抱える15～39歳までの若者及び家族の相談・支援を行っている機関。



悩みを抱えて落ち着かないとき、友人や家族の様子がいつもと違うとき、
そんなときの対処方法がわからずに困ってしまうことが、時にはあると思います。
「札幌こころのナビ」は、そんな時の助けになる情報が掲載されたウェブサイトです。
自分がアクセスするのはもちろん、悩みを抱える本人に、このサイトの情報を伝えてあげてください。

Sapporo
Mental Health
Center  あなたの“こころ”を軽くする情報に“つながる”
札幌こころのナビ 

URL: <https://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>

札幌市自殺総合対策行動計画 2024

2024年度～2028年度

計画名	札幌市自殺総合対策行動計画 2024
発行年月	2024年(令和6年)3月
発行	札幌市
編集	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター
住所	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階
電話	(011) 622-5190 (代表電話) (011) 622-0556 (相談専用)
ホームページ	https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/taisaku/index.html

